

福岡県海外活動に関する第三者調査実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から令和8年5月31日までに実施された、知事又は副知事を団長とした訪問団による海外活動及び県議会における海外活動（以下「本件事案」という。）について、公正かつ中立で客観的な観点から調査、認定、評価及び改善策の検討（以下「調査等」という。）を福岡県が委託した第三者委員（以下「委員」という。）により行うため必要な事項を定めるものとする。

（委員の調査事項等）

第2条 委員は、次に掲げる事項を行う。

- （1）本件事案に支出した費用の妥当性及び本件事案の目的と費用との関連性並びに知事又は副知事を団長とした訪問団による海外活動の実施の必要性の調査等
- （2）前号に関する報告書の作成
- （3）前号の報告書に関する記者会見の開催
- （4）前各号に関連する事項その他委員が必要と認める事項

（実施方法）

第3条 調査等は5名の委員により行うものとする。

- 2 委員は、その補助者として、必要な範囲で調査員を選任することができる。
- 3 調査員の人数は委員一人につき1名を上限とし、委員が選任する。
- 4 委員は、委員間において、調査等のために必要な調整を行うことができる。
- 5 委員は、協議により調査等のために必要な合議体（以下「合議体」という。）を設けることができる。この場合において、委員は、互選により委員長を選任するものとする。
- 6 委員長は、合議体を統轄し、会務を処理する。
- 7 前2項に定めるもののほか、合議体の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（委員の選定等）

第4条 委員の選定は、福岡県弁護士会から推薦を受けた者のうちから行うものとする。

- 2 知事は、調査等の実施に当たり、委員と個別に委託契約を締結するものとする。
- 3 委託契約の期間は、当該契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 委員が欠員となったときは、第1項に準じて補欠委員を選定し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（意見の聴取）

第5条 委員は、本件事案の調査等のため必要があると認めるときは、本件事案の関係者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 事実関係、意見の聴取
- (2) 資料等の提出
- (3) 合議体への出席
- (4) その他委員が必要と認める事項

(調査等の結果報告)

第6条 委員は、第2条第1号及び第4号に規定する事項について結果を得たときは、同条第2号の報告書を作成し、これを知事に提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 委員及び調査員は、その調査等において関係者のプライバシーの保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないよう、最大限配慮しなければならない。

2 委員及び調査員は、調査等に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。委託契約の期間が終了した後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 調査等の庶務（取材対応等を含む。）は、原則として委員において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員の調査等に関し必要な事項は、委員と協議の上、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月10日から施行する。